佐賀県告示第532号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成 26 年佐賀県条例 第 87 号。以下「条例」という。)第 11 条第 1 項の規定により、平成 29 年 9 月 8 日、次の知事指定薬物の指定は失効する。

平成 29 年 9 月 7 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 失効する知事指定薬物の名称
  - (1) 化学名 1 (5 フルオロペンチル) N フェニル 1 H インドール 3 カルボキサミド(通称名:LTI-701)及びその塩類
  - (2) 化学名 2 (2 フルオロフェニル) 2 (メチルアミノ)シクロヘキサン 1 オン(通称名: 2-Fluorodeschloroketamine、2-FDCK)及びその塩類
  - (3) 化学名 3 エチル 2 (3 フルオロフェニル) モルフォリン(通称名: 3F-Phenet razine、3-FPE) 及びその塩類
- 2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第6号に掲げる薬物に該当するに至ったため

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の 例による。